○玉名市崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成28年9月30日

告示第113号

(趣旨)

第1条　市長は、崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進するため、当該危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、[玉名市補助金等交付規則(平成17年規則第40号)](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00000146.html)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において「危険住宅」とは、崖地の崩壊等による危険が著しいため、[第1号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000043)から[第3号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000053)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は[次の各号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000043)のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該避難勧告又は避難指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(1)　建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)　第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域

(2)　法第40条の規定に基づき熊本県建築基準条例(昭和46年熊本県条例第38号)第2条の規定により建築を制限している区域

(3)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(4)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、[前号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000053)に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5)　事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域

(平31告示39・令元告示75・一部改正)

(事業計画)

第3条　市長は、[第1条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000015)に規定する移転を促進するための事業（以下「本事業」という。）を実施しようとする区域ごとに事業計画を策定するものとする。

(補助対象者)

第4条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅に居住している者で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないものとする。

(補助対象事業)

第5条　本事業の対象となる危険住宅は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)　除却を行うものであること。

(2)　除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

2　補助金の交付の対象となる事業は、[第3条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000067)の規定による事業計画に基づき危険住宅を移転する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の限度額等は、[別表](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000308)に定めるとおりとする。

2　補助対象者が他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、[前項](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000101)の規定による経費から、他制度による補助金等の額を引いた額を本事業における補助金の交付の対象とする。

(交付の申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書([様式第1号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000348))に、次に掲げる書類を各2部ずつ添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　移転事業実施(変更)計画書([様式第2号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000354))

(2)　危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断図及び現況写真

(3)　世帯全員の住民票

(4)　移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真

(5)　移転先住宅の土地登記簿謄本の写し(土地を購入した場合)

(6)　補助対象経費のうち申請に係るものの見積書等の写し

(7)　資金計画書

(8)　跡地管理誓約書([様式第3号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000360))

(9)　[前各号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000115)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条　市長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000108)の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（[様式第4号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000366)。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(着手届)

第9条　[前条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000145)の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、遅滞なく着手届([様式第5号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000376))を市長に提出しなければならない。

(変更の申請等)

第10条　補助事業者は、申請した内容を変更しようとするときは、崖地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書([様式第6号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000382))に次に掲げる書類各2部を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　交付決定通知書の写し

(2)　移転事業実施(変更)計画書([様式第2号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000354))

(3)　[前2号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000168)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　市長は、[前項](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000165)の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、崖地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認通知書([様式第7号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000388))により補助事業者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第11条　補助事業者は、補助事業が予定の期間までに完了しないときは、完了期日変更報告書([様式第8号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000394))により市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して20日を経過する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、崖地近接等危険住宅移転事業補助金実績報告書([様式第9号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000400))に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　補助金精算調書

(2)　危険住宅の除却後の写真

(3)　移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真

(4)　移転に要した費用を証明する書類

(5)　[前各号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000198)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条　市長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000191)の規定による実績報告に基づき補助金の額を確定し、崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書([様式第10号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000410))により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条　[前条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000214)の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書([様式第11号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000416))に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15条　市長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000222)の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条　市長は、補助事業者が[次の各号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000245)のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した要件に違反したとき。

(3)　[前2号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000245)に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2　市長は、[前項](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000241)の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書([様式第12号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000422))により補助事業者に通知するものとする。

(跡地の管理)

第17条　市長は、危険住宅除却後の跡地に、立看板等により本事業を実施した旨の表示([様式第13号](https://www1.g-reiki.net/tamana/reiki_honbun/r227RG00001129.html#e000000428))を行うものとする。

(平31告示39・一部改正)

(その他)

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(平成31年3月29日告示第39号)

(施行期日)

1　この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の玉名市崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定により玉名市崖地近接等危険住宅移転事業補助金の交付を受けている事業については、同要綱第17条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附　則(令和元年12月27日告示第75号)

(施行期日)

1　この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正後の玉名市崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。